

令和二年三月三日受領  
答弁第六八号

内閣衆質二〇一第六八号

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出羽田空港の新飛行経路における実機飛行確認期間中の落下物に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出羽田空港の新飛行経路における実機飛行確認期間中の落下物に関する質問  
に対する答弁書

一について

御指摘の「二月二日」の事案（以下「本事案」という。）については、航空機からの落下物（以下「落下物」という。）の発生が疑われる事案として、令和二年二月三日に国土交通省に対して通報が一件なされてはいるが、当該通報を行った者が御指摘の「記者」かどうかについては把握していない。

二について

本事案については、氷塊を発見したとの通報がないことや、航空機の運航者からの報告実績を踏まえると、お尋ねの「氷塊であった可能性」は低いと考えている。また、お尋ねの「氷塊だった場合、着陸後の点検で確認は可能」かについては、例えば、「着陸後の点検」を行った航空機の機体において氷塊が発生した可能性がある箇所が確認された場合には「確認は可能」であると考えている。

三について

本事案については、落下物を発見したとの通報がないことや、航空機の運航者からの報告実績を踏まえ

ると、落下物が発生した可能性は低いと考えており、また、御指摘の「落下物」と「ギアダウン」との因果関係は必ずしも解明されているわけではなく、現時点において、お尋ねの「各航空機のギアダウンした地点」については調査を行う予定はない。

#### 四について

本事案とは別に、現時点において把握している御指摘の「実機飛行確認」期間中における事案として、令和二年二月十四日に国土交通省に対して、渋谷区にあるマンションの天窓に黒い汚れが確認されたとの通報が一件なされているが、同省の職員による現場検証の結果や航空機の運航者からの報告実績を踏まえると、当該汚れが落下物である可能性は低いと考えている。